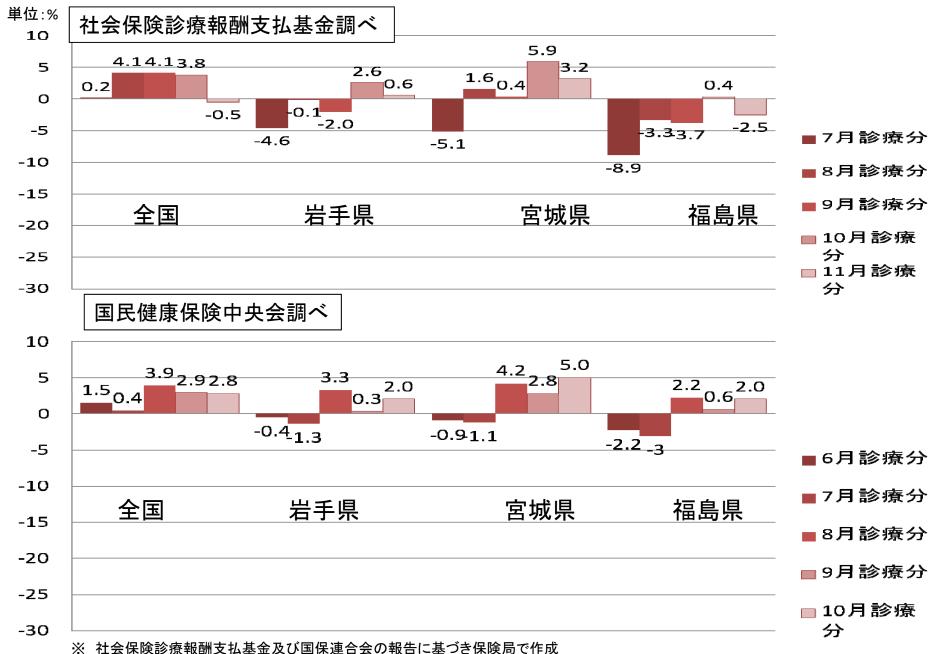
診療報酬の被災地特例について

特例措置の概要			
1	月平均夜勤時 間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、二割以内の変動であれば、当面、変更の届出を不要とする。	平成23年9月6日 事務連絡
2	看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、二割以内の変動であれば、当面、変更の届出を不要とする。	平成23年9月6日 事務連絡
3	平均在院日数	被災地の医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合に も、二割以内の変動の場合は届出を行わなくても良く、特例的に従来の入院基本料等を算定でき ることとする。	平成23年9月6日 事務連絡
4	外来機能の閉 鎖	入院医療や在宅医療を行う保険医療機関において、外来機能を閉鎖してもよいこととする。	平成23年9月6日 事務連絡
5	在宅患者訪問 診療料等	在宅患者訪問診療料や在宅患者訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費について、週三回を超 えて算定できることとする。	平成23年9月6日 事務連絡
6	歯冠補綴物・ クラウンブリッ ジ	歯科補綴物やブリッジの装着日が震災によって診療録が紛失したため、不明になった場合に装着 日から二年が経ったものと取り扱うことができることとする。	平成23年9月6日 事務連絡
7	180日超 入院	住居の損壊、その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退 院に著しい困難を伴う患者は、入院期間が180日を超えた場合も、入院基本料の減額を行わない こととする。	平成23年11月15日 厚生労働省告示 第433号

※平成24年3月31日で期限が切れるもの

被災地における震災後のレセプト受付状況(前年同月比)



論点

被災地特例措置の延長に対する考え方

- 〇 診療報酬の特例措置は、<u>大部分が期限を定めていない当面の間の措置</u>であるが、入院基本料の施設基準に関する緩和など一部は、<u>平成24年3月31日までの措置となっている</u>。
- これらの措置について、平成24年4月1日以降、どのように取り扱うか。

考え方

【7月1日報告】

〇保険医療機関からは、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第11条の3及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知)に基づいて、毎年、7月1日時点の施設基準の状況の報告が行われる。(以下「7月1日報告」)

【利用状況の把握について】

- 昨年(平成23年)は、7月1日報告と併せて、震災の特例措置の利用状況についても届出を求め、 利用状況を把握したところ。
- 今年度末で期限を迎える特例措置もあるが、昨年7月以降は利用状況の届出調査を行っていない。

【対応案】

○ 東日本大震災以降に出された診療報酬にかかる特例措置については、<u>今年度末で期限を迎える</u> 措置も含めて、当面、平成24年9月30日まで延長してはどうか。

(7月1日報告と併せて、全国の保険医療機関に対して、一連の特例措置のこれまでの利用状況を 含めて調査を行い、利用状況を把握した上で、その後の措置のあり方を検討してはどうか。)

〇参照条文

保険医療機関及び保険医療養担当規則 (昭和三十二年厚生省令第十五号)

(報告)

- 第十一条の三 保険医療機関は、厚生労働大臣が定める療養の給付の担当に関する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局 又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うもの とする。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成22年3月5日厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知)

第3 届出受理後の措置等

5 届出を行った保険医療機関は、<u>毎年7月1日現在</u>で届出書の記載事項について報告を行うものであること